

# 資料編

## 札幌市廃棄物減量等推進審議会

### 1 委員名簿

(委員の交替を除き五十音順、敬称略)

	氏名	所属団体・機関等 (答申時)	在任年月
会 長	福士 明	北海学園大学 法学部 教授	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 12 月
副会長	桑原 昭子	公益社団法人 札幌消費者協会 顧問	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 10 月
委 員	赤城 由紀	札幌国際大学 人文学部 心理学科 准教授	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 12 月
	石井 一英	北海道大学 大学院 工学研究院 環境創生工学部門 准教授	
	越智 けい子	札幌商工会議所 女性会 副会長	
	木澤 真人	日本チェーンストア協会 北海道支部	
	草野 竹史	N P O 法人 ezorock 代表理事	
	永井 友子	公募委員	
	永井 均	環境省北海道地方環境事務所 環境対策課長	平成 27 年 12 月～ 平成 28 年 4 月
	遊佐 秀憲		平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 12 月
	納谷 迪那	公募委員	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 12 月
	古川 和夫	クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会 代表	平成 27 年 12 月～ 平成 28 年 4 月
	河崎 快二		平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 12 月
	武藤 雅人	公益社団法人 食品容器環境美化協会 北海道地方連絡会議 前主宰幹事	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 12 月
	山本 裕子	北海学園大学 工学部 准教授	
	渡辺 真理	株式会社北海道新聞社 経営企画局 企画本部 部次長	平成 27 年 12 月～ 平成 28 年 7 月

## 2 諮問及び答申の概要

諮 問（平成 27 年 12 月 15 日）

### 【諮問事項】

「次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の方向性について」

### 【第 8 期札幌市廃棄物減量等推進審議会】

- ・ 本会議 : 次期計画の方向性について審議（10 回）
- ・ グループ会議 : ごみ減量・リサイクルに係る具体的な取組の検討  
2R グループ会議（3 回）  
資源化グループ会議（3 回）
- ・ 起草委員会 : 答申素案の検討（2 回）

答 申（平成 29 年 7 月 21 日）

### ○次期計画の方向性

現計画をベースに、ごみの減量・リサイクルに向けた取組の更なる強化や、国等の方針や今後予想される社会動向を踏まえ、新たに取り入れるべき事項を追加

- 1 **基本目標** : 「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を基本的な考え方とし、未来志向や市民や事業者の取組意欲が湧く表現を取り入れるなど必要に応じた修正・見直しを検討。
- 2 **基本方針** : 以下の 4 つの考え方を取り入れる。
  - **3R の更なる推進**
    - リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）の 2R を優先した取組。
    - リサイクル（再生利用）における 分別・排出の質の向上、未利用資源の活用。
    - 3R の更なる推進に当たっては、高齢者に対する取組に留意。
  - **効率性の向上**
    - リサイクルや廃棄物の適正処分に関わる コスト効率性、エネルギー効率性。
    - 複数の取組を比較する場合は、より環境負荷の小さい取組を選択。
  - **市民・事業者との協働、NPO 等関係団体との連携**
    - 市民（市民組織）や事業者との協働・協力によるごみ減量・資源化の取組を強化。
    - 札幌市が NPO 等関係団体と連携し、市民と事業者のコーディネーターの役割を担う。
  - **災害時への対応**
    - 災害発生時でも、適正、円滑、迅速に処理できるごみ処理体制の確保。
- 3 **管理目標・指標** : 現計画の管理目標とは別に、以下の目標・指標を取り入れる。
  - 2R の取組を評価するため、資源物を含めたごみ排出量を削減する目標の設定。

- ▶ 市民や事業者の取組を評価する視点に立った指標の調査・研究。
- ▶ コスト効率化やエネルギー効率化の視点に立った指標の検討。

**4 市民・事業者が取り組むためのきっかけづくり：管理目標達成に向けた手段の一つとして設定**

- ▶ 市民に実践してもらいたい行動やキャッチフレーズ等を設定する。

○次期計画で重点的に取り組むべき事項

**1 3Rの更なる推進**

●**2R（リデュース、リユース）の取組推進**

- ・リデュースを促すための取組（様々な機会を活用した啓発等）
- ・リユース機会の提供（リユースに関する情報提供等）
- ・継続的な食品ロス対策（賞味期限、消費期限に関する情報発信等）

●**リサイクルの取組推進**

- ・資源回収の促進（市有施設や民間事業者の回収拠点などの複数の選択肢からライフスタイルに合わせて選択できる仕組みづくり等）
- ・分別・排出ルール of 周知・徹底（適正な分別・排出に向けた啓発等）
- ・市民が行う生ごみ堆肥化への取組支援（コンポスト容器購入助成等これまでの取組の継続）

**2 超高齢社会への対応**

- ・高齢者の分別・排出支援方法の検討・構築
- ・家の整理により発生する資源物等に対応するための、市有施設や民間事業者の回収拠点の充実と運び出しの際の支援

**3 事業ごみの減量に向けた取組推進**

- ・事業者の自主的なごみ減量への取組の支援
- ・排出事業者の役割強化

○次期計画の策定において留意すべきこと

「重点的に取り組むべき事項」以外に次期計画の策定において留意すべき項目。

- ①情報発信の在り方
- ②環境教育の更なる充実
- ③今後の社会の進展に対応した資源回収
- ④外国人（観光客・留学生）への普及啓発
- ⑤国際的な取組への貢献

## 用語解説

	用語	説明
あ	一般廃棄物	「 <b>一般廃棄物</b> 」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（→P93）において定められた産業廃棄物（→P90）以外の廃棄物をいう。
	一般廃棄物処理実態調査	「 <b>一般廃棄物処理実態調査</b> 」とは、環境省が一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として毎年度行っている調査のこと。調査結果に基づき全国の市町村ごとにごみの排出量、ごみ処理体制、廃棄物処理事業経費、人員・機材等が、環境省のホームページで公表されている。
	エコドライブ	「 <b>エコドライブ</b> 」とは、無用なアイドリングをしない、無用な空ぶかしをしない、急発進及び急加速をしないなど、環境負荷の軽減に配慮し自動車を使用すること。
	SDGs （えす・でいー・じーず）	「 <b>SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）</b> 」とは、平成27年9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて、採択された2030年までに目指すべき新しい世界の目標のこと。
	SNS	「 <b>SNS</b> 」とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービスのこと。札幌市でも代表的なサービスである「ツイッター」「フェイスブック」を活用している。
か	回収拠点、拠点回収	「 <b>拠点回収</b> 」とは、公共施設や回収に協力してくれる店舗に設置した回収ボックス等で、資源物を回収する方法をいう。また、回収ボックス等を設置する場所を「 <b>回収拠点</b> 」という。
	拡大生産者責任（EPR）	「 <b>拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）</b> 」とは、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。
	家庭ごみ	「 <b>家庭ごみ</b> 」とは、家庭から排出される廃棄物のこと（資源物も含む）。
	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	「 <b>家電リサイクル法</b> 」とは、一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品について、製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定め、廃棄物の適正処理

用語	説明
	と資源の有効な利用を図ることを目的して平成10年6月に制定された法律のこと。現在、使用済みの廃家電製品には、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機が指定されている。
環境基本法	「 <b>環境基本法</b> 」とは、環境に関するすべての法律の最上位に位置し、環境保全に向けた基本的方向を示すもので、平成5年11月に制定された法律のこと。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「 <b>環境マネジメントシステム</b> 」（EMS：Environmental Management System）という。環境マネジメントシステムには、国際規格のISO14001、環境省が策定したエコアクション2.1のほか、地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがある。
木くず	産業廃棄物の「 <b>木くず</b> 」とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去など）、②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの、③パルプ製造業、④輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、⑤貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）に係るもの、⑥PCBが染み込んだものが該当する。 なお、産業廃棄物に該当しない「木くず」については一般廃棄物となる。
クリーンさっぽろ衛生推進員	「 <b>クリーンさっぽろ衛生推進員</b> 」とは、各町内会から選出され、札幌市を清潔で住みよい街「クリーンさっぽろ」を実現するため、地域において①ごみステーションの排出マナーの周知・徹底、②道路・公園清掃などの環境美化の推進、③集団資源回収の実施等ごみ減量・リサイクルの推進等の活動を実施する。
グリーン購入法 （国等による環境物品等の調達に関する法律）	「 <b>グリーン購入法</b> 」とは、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）を調達し、さらに環境物品等に関する適切な情報提供を行い需要の転換を図ることを目的として平成12年5月に制定された法律のこと。
建設リサイクル法（建	「 <b>建設リサイクル法</b> 」とは、建設工事に伴って廃棄されるコンクリ

	用語	説明
	設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	ート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物について、資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物の再資源化を行い、再び利用することを目的として平成 12 年 5 月に制定された法律のこと。
	減量計画書・処理実績報告書	「 <b>減量計画書・処理実績報告</b> 」とは、事業所におけるごみ減量・リサイクルを促進するため、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例で、延床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上の事務所ビルや店舗などの事業用建築物を「大規模建築物」と規定し、この所有者などに年 1 回提出を義務付けているごみ処理などに関する計画書及び報告書のこと。
	小型家電リサイクル法 (使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	「 <b>小型家電リサイクル法</b> 」とは、デジタルカメラやゲーム機等の使用済みの小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等を回収し、資源化することを目的として平成 24 年 8 月に制定された法律のこと。
	固形燃料	「 <b>固形燃料</b> 」とは、ごみから作られる燃料のこと。札幌市では、事業ごみ(紙ごみ、木くず、プラスチック類)や紙の原料とならない雑がみから、これらを破碎、異物等を選別した後、圧縮成型し、RDF(Refuse Derived Fuel)を製造している。
	ごみ資源化工場	「 <b>ごみ資源化工場</b> 」とは、事業ごみの木くず、紙くず等を原料に固形燃料を製造する施設のこと。製造した固形燃料は、地域熱供給事業等で使用している。
	ごみ排出量	「 <b>ごみ排出量</b> 」とは、ごみとして排出される量のことをいう。家庭ごみ(→P87)については、札幌市が収集し、ごみ処理施設へ搬入し処理する量をいい、事業ごみ(→P90)については、札幌市のごみ処理施設へ搬入し処理する量をいう。
さ	雑がみ	「 <b>雑がみ</b> 」とは、札幌市が分別収集している資源物の一つで、「新聞・雑誌・ダンボール」と「汚れた紙」以外の紙類のことをいう。
	札幌市廃棄物減量等推進審議会	「 <b>札幌市廃棄物減量等推進審議会</b> 」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づき設置する札幌市の附属機関のこと。市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議する。
	さっぽろごみパト隊	「 <b>さっぽろごみパト隊</b> 」とは、地域が抱えるごみステーションに関する様々な問題・課題について、地域の方と一緒に解決に向けた取組を行うことを目的として、平成 20 年 10 月に設置された清掃指導員のこと。

用語	説明
札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会	「 <b>札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会</b> 」とは、共同住宅のごみ排出マナーの改善に向けた実効性のある対策を協議するため、不動産関係団体やアパート・マンションの管理会社等と札幌市により設立した協議会のこと。
3 R (さんアール、スリーアール)	「 <b>3 R</b> 」とは、①発生・排出抑制（リデュース（Reduce）：ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）、②再使用（リユース（Reuse）：繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル（Recycle）：資源として再び利用する）の3つの頭文字をとったもの。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法において3 Rの考えたと①リデュース、②リユース、③リサイクルの優先順位が明文化された。 また、3 Rのうち優先順位の高い①リデュース、②リユースをあわせて2 R（にアール、ツーアール）と呼ぶ。
産業廃棄物	「 <b>産業廃棄物</b> 」とは、事業活動で生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（→P93）で定められた燃え殻、汚泥等の20種類と輸入された廃棄物をいう。
残さ	「 <b>残さ</b> 」とは、ごみを処理した後に残る不要物のことで、燃やせるごみを焼却した後の残さを「焼却残さ」、燃やせないごみを破碎した後の残さを「破碎残さ」と呼んでいる。
事業ごみ	「 <b>事業ごみ</b> 」とは、事業活動に伴い事務所や店舗等から排出される廃棄物のこと（資源物も含む）。 ※本計画においては、札幌市が処理するもののことをいう。
事業ごみ指導員	「 <b>事業ごみ指導員</b> 」とは、事業系廃棄物の適正処理・排出抑制・再利用の促進に向けて立入指導や普及啓発を行う職員のこと。
資源物	「 <b>資源物</b> 」とは、分別して排出した後にリサイクルされたり、リユースされたりする廃棄物をいい、具体的にはびん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑がみ、枝・葉・草、修理され市民に有償で提供される大型ごみ、ごみ資源化工場へ搬入される廃棄物が該当する。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	「 <b>資源有効利用促進法</b> 」とは、循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的として平成12年5月に制定された法律のこと。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資)	「 <b>自動車リサイクル法</b> 」とは、自動車の所有者、自動車リサイクル関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の適切な役割分担を義務付



用語	説明
源化等に関する法律)	けることにより使用済み自動車のリサイクル・適正処理を目的として平成 14 年 7 月に制定された法律のこと。
循環型社会	「 <b>循環型社会</b> 」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」をいう。
循環型社会形成推進基本法	「 <b>循環型社会形成推進基本法</b> 」とは、循環型社会（→P91）の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものとして、平成 12 年 6 月に制定された法律のこと。
食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）	「 <b>食品リサイクル法</b> 」とは食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において発生する食品廃棄物について、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による発生抑制、減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用を促進することを目的として平成 12 年 6 月に制定された法律のこと。
食品ロス	「 <b>食品ロス</b> 」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、食べ残しや使い切れずに捨ててしまう手つかず食品が該当する。
新ごみルール	<p>「<b>新ごみルール</b>」とは、スリムシティさっぽろ計画に基づき、平成 21 年 7 月から開始した以下の取組をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭ごみの有料化</li> <li>● 「雑がみ」の分別収集</li> <li>● 「枝・葉・草」の分別収集の開始</li> <li>● 「燃やせないごみ」として収集していた「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の分別区分を「燃やせるごみ」に変更</li> <li>● 「燃やせないごみ」の収集頻度を 4 週に 1 回に変更</li> <li>● 同日に収集していた「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」を別日収集とした</li> <li>● 指定ごみ袋に入る大きさの「大型ごみ」は、「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」としてごみステーションに出すことができるようにした</li> </ul>
清掃工場	「 <b>清掃工場</b> 」とは、燃やせるごみ等を高温で燃焼させ、灰化さ

	用語	説明
		せる施設のこと、燃焼に伴い発生する排ガスは、バグフィルター（→P94）等で浄化するとともに、高温となったガスから熱を回収し、廃棄物発電（→P93）や場内の給湯暖房、ロードヒーティング等に利用している。
	セメント	「セメント」とは、灰色の粉末状で、コンクリートを作るための材料の一つである。セメントを製造する際の原料の一部に製鉄所からの副産物である高炉スラグ、石炭火力発電所の石炭灰や、各種の廃棄物が有効利用されている。
	政令市	「政令市」とは、地方自治法で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のこと、「指定都市」、「政令指定都市」、「指定市」と言われることがある。政令市は現在、札幌市のほか、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の20市がある。
	生活排水	「生活排水」とは、調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別される。
	組成	「組成」とは、ごみを種類ごとに分類して秤量し、重量比（%）を示したものの。
た	第三次循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（→P91）に基づき、循環型社会（→P91）の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のことで、「 <b>第三次循環型社会形成推進基本計画</b> 」は、平成25年5月31日に閣議決定されている。
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類」とは、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、環境中には広く存在している。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を「ダイオキシン類」と定義している。
	地域暖房	「地域暖房」とは、一定地域内の複数の建物に熱供給設備（地域暖房プラント）から、温水等の熱媒を導管により供給し、暖房・給湯などを行うこと。
	地球温暖化	「地球温暖化」とは、日常生活や事業活動が活発になるにつれて二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地

	用語	説明
		<p>地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいう。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。</p>
	窒素酸化物	<p>物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）が必ず発生する。発電所や工場のボイラ、自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素（NO）が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）とを合わせて「窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）」という。</p>
	出前講座	<p>「<b>出前講座</b>」とは、市民への情報提供と対話の一環として、市職員が市民の要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について直接説明を行うことをいう。</p>
な	生ごみ堆肥化	<p>「<b>生ごみ堆肥化</b>」とは、生ごみを自然界に存在する微生物や菌などの作用により発酵させ、堆肥とすることをいう。</p>
は	バイオマス	<p>「<b>バイオマス</b>」とは、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。大別して①廃棄物系バイオマス、②未利用バイオマス、③資源作物があり、生ごみや草木類が廃棄物系バイオマスに該当する。</p>
	バイオマスタウン構想	<p>「<b>バイオマスタウン構想</b>」とは、市町村自らがバイオマスの利活用方法を考え、地域の目標として策定するもので、地域の関係者が協働で、バイオマスの発生から利用までのビジョンを総合的に示すもの。</p>
	廃棄物	<p>「<b>廃棄物</b>」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（→P93）において定められており、ごみ（資源物も含む）、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</p>
	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	<p>「<b>廃棄物処理法</b>」とは、廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として昭和45年12月に制定された法律のこと。</p>
	廃棄物発電	<p>「<b>廃棄物発電</b>」とは、清掃工場においてごみを燃やせるごみを焼却する際に大量に発生する熱を利用して蒸気をつくり、その蒸気でタ</p>

	用語	説明
		ービンを回して発電することをいう。
	破砕工場	「破砕工場」とは、大型ごみや燃やせないごみ等を細かく砕く施設のこと、破砕した処理物からは鉄類を回収するほか、性状に応じて清掃工場で焼却又は埋立地で埋立している。
	バグフィルター	「バグフィルター」とは、ごみの焼却の際に発生する排ガスに含まれる有害物質を除去するための集じん装置のこと。
	P P P	「P P P」とは、パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership : 公民連携) の略で、公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うこと。
	不法投棄・不適正排出	一般的に、山林や道路・公園など、指定された場所以外の所へごみを捨てる行為を「不法投棄」と言い、一方、分別区分や排出日を守らないなど、排出ルールに違反してごみステーションにごみを出す行為を「不適正排出」という。廃棄物処理法第 16 条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、違反した場合は 5 年以下の懲役又は 1,000 万円以下 (法人の場合は 3 億円以下) の罰金 (もしくはその両方) が科せられる。不法投棄や、指導しても改善されないなどの悪質な不適正排出は、「みだりに廃棄物を捨てる行為」として、罰則の対象となる。
ま	未利用資源	「未利用資源」とは、技術開発等によって資源として有効活用できるようになった、以前まで焼却・埋立していたごみのこと。
	燃え殻	「燃え殻」とは、産業廃棄物の一つで、石炭火力発電所などから発生する石炭がら、産業廃棄物を焼却した後の残さ (→P 90) などが該当する。
や	容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	「容器包装リサイクル法」とは、家庭から排出されるごみの重量の約 2～3 割、容積で約 6 割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により廃棄物の減量化、資源の有効利用を図ることを目的として平成 7 年 6 月に制定された法律のこと。
ら	リサイクル	「3 R」 (→P 90) を参照
	リデュース	「3 R」 (→P 90) を参照
	リユース	「3 R」 (→P 90) を参照
	リユースショップ	「リユースショップ」とは、不用になったものを買取り、必要に応じて修繕などを行って別の人に販売する事業を行う店舗のこと。
	レアメタル	「レアメタル」とは、国際的に共通に用いられる明確な定義はない

	用語	説明
		<p>が、経済産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会では「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出が困難な鉱種のうち、現に工業需要が存在する（また今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要なもの」と定義し、タングステン、コバルト、ニッケルやレアアース（希土類の17元素を総括して1鉱種としてカウント）などの31鉱種をレアメタルとしている。</p>